11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

■問い合わせ先：志コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進グループ ☎472-1111（内線342）

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の関係性を問わず、決して許されるものではありません。

特に、配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをすすめましょう。



◀パープルリボン設置（アピア）

【暴力は身近な問題です】

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的なものだけではなく、心無い言動などにより、相手の心を傷つける精神的なものや、生活費を渡さない、仕事を制限するといった経済的なもの、嫌がっているのに性的な行為を強要するといった性的なものがあります。

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことをドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。

これらの行為は全て人権侵害です。

「自分さえ我慢すれば」と考えず、1人で抱え込まないことが大切です。

【DV防止法・ストーカー規制法が改正されました】

近年、小型GPS機器や紛失防止タグなどを悪用し、相手の居場所や行動を把握する事例が問題となっています。

こうした状況を受け、DV防止法およびストーカー規制法が改正され、位置情報を利用した監視行為への規制が強化されました。

改正により、GPS機器や紛失防止タグなどの位置情報記録・送信装置を利用して相手の位置情報を無断で取得する行為や、相手の持ち物や車両などに無断で取り付ける行為が保護命令や禁止命令等の対象となりました。

暴力は、身体的なものだけではありません。監視や行動の把握、SNSを利用した執拗な連絡なども被害者に大きな不安や恐怖を与える暴力の一つです。

不安を感じた時は、一人で抱え込まず、早めに警察や相談窓口へ相談しましょう。

【被害にあったら・被害を相談されたら】

必要に応じて、左の相談窓口にご相談ください。プライバシーは守られますので、安心して相談できます。

身近な人ができること

・被害者の安全を確保してください。

・「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。

・あなた自身のこころとからだにも気を配り、無理をしないでください。

身近な人に気をつけてほしいこと

・被害者の話を疑ったり、否定したりしないでください。

・被害者を責めないでください。

・被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしたりしないでください。



思い込みによる発言の例

本当に嫌なら、抵抗できたはず

露出度の高い服装をしているから

男性なら、性被害を受けるわけがない

悪意のない発言の例

もっと自分を大切にして

よくあることだから気にしない方がいい

今後はしっかり避妊しようね

いつの間にか傷つけていませんか？

～一人で悩まず、誰かに相談を。身の危険を感じた場合は一一〇番へ～

DVに関する相談窓口

◆市配偶者暴力相談支援センター

【電話相談】8時30分から17時まで（土日祝日、年末年始除く）
☎0120-786-054

【面接相談（常設）】※事前予約制
8時30分から17時まで（土日祝日、年末年始除く）
相談場所　市役所各庁舎

【特設面接相談（女性支援相談室）】
※予約不要　女性相談員が対応
毎月第3水曜日　13時30分から16時30分まで
相談場所　偶数月　有明地区公民館
　　奇数月　新橋地区公民館

◆鹿児島県女性相談センター

月～金曜日　8時30分から17時まで
※木曜日　8時30分から20時まで
※日曜日　9時から15時まで
☎099-222-1467

◆DV相談＋（プラス）

配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力（DV）について、専門相談員が一緒に考えます。

【電話相談】（24時間対応）
☎0120-279-889

【チャット相談】12時から22時
※10言語の外国語での対応

▼チャット相談はこちら

▼プラス相談箱はこちら

【プラス相談箱】男性も相談可能

性犯罪・性暴力に関する相談窓口

◆FLOWER（性暴力被害者サポートネットワークかごしま）

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
☎099-239-8787

☎#8891（全国共通短縮番号）
24時間対応（夜間・休日はコールセンター対応）

◆Cure Time（キュアタイム）

性暴力の悩みを相談できます。
毎日17時から21時までチャット相談その時間帯以外はメール相談

◀相談はこちらから

